

格付委員会規程

(総 則)

- 第1条 ① 組織規程第5条の規程に基づいて、格付委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- ② 委員会は、必要に応じ同時に複数開催することができる。

(目 的)

- 第2条 委員会は、信用格付業に係る信用格付（格付の見直し及びクレジット・モニター並びにその見直し方向等を含む。以下同じ。）に関し審議・決定することを目的とする。

(定 義)

- 第3条 本規程においては、次の定義を用いる。
- 1 格付担当部室長 組織規程に定める格付担当部室（ただし中堅・中小企業格付室を除く。）の部室長
 - 2 所管部室長 個別の格付対象についての信用格付の付与を担当する部室の格付担当部室長
 - 3 格付アナリスト 組織規程に定めるチーフアナリスト、シニアアナリスト及びアナリスト
 - 4 担当格付アナリスト 個別の格付対象につき、信用状態を日常的に監視し、信用格付の付与に必要な分析及び評価を行う者として所管部室長に指名された格付アナリスト（当該担当格付アナリストを臨時的に代行し、委員会又は格付評議会での審議のために必要な分析及び評価を行う者として所管部室長により指名された格付アナリストを含む。）
 - 5 主任格付アナリスト 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第295条第3項第4号に定める主任格付アナリストの役割を担う主たる担当格付アナリストとして所管部室長から指名された格付アナリスト
 - 6 格付担当役員 信用格付の付与を担当する部室を担当する役員
 - 7 信用格付業 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第35項に定める信用格付業
 - 8 信用格付 信用格付業に係る信用格付
 - 9 格付関係者 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の33第2項に定める格付関係者
 - 10 資産証券化商品 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の第295条第3項第1号に定める資産証券化商品
 - 11 格付委員会等 格付委員会又は格付評議会

(機 能)

- 第4条 ① 信用格付は、本規程及び格付評議会規程に基づき、委員会又は格付評議会の決議により付与されなければならない。個別の信用格付の付与につき審議する案件は、まず委員会に付議され、委員会で合意に達しなかった案件についてのみ格付評議会に付議されるものとする。
- ② 委員会は、予備格付を付与する際、当該予備格付の対象である商品が将来実際に発行された場合に付与する信用格付（本格付）を指定し、実際の発行時における主任格付アナリストによる商品設計、発行条件並びに発行体の状況の確認及び所管部室長の承認を前提として、当該予備格付の水準（格付の見直し及びクレジット・モニター並びにその見直し方向等を含む。以下同じ。）を実際の発行時における本格付の水準としてあらかじめ決議することができる（この項に定める上記の手続を「簡便法」という。）。簡便法の対象とするには、別に定める基準を満たしていなければならない。
- ③ 委員会は、短期債権案件に該当する資産証券化商品に信用格付を付与する際、当

該資産証券化商品の信用格付を指定した上で、個別商品の実際の発行時における主任格付アナリストによる商品の発行条件並びに裏付資産の状況の確認、定型化された分析手法の適用、及び所管部室長の承認を前提として、指定の際に決定した信用格付の水準を個別商品の実際の発行時における信用格付の水準としてあらかじめ決議することができる(この項に定める上記の手続を「SF短期定型案件簡便法」という。)。SF短期定型案件簡便法の対象として指定するには、別に定める基準を満たしていなければならない。

- ④ 委員会は、特定の法人等の信用格付に信用状態が実質的に連動している資産証券化商品及び一の法人等の信用格付に信用状態が実質的に連動しているストラクチャード・ファイナンス商品に信用格付を付与する際、簡便法を基本とした簡易レビュー方法の対象として指定し、当該信用格付の見直しを行う際に、所管部室長の承認及び一定の条件の成就を前提として、信用状態が連動する法人等の信用格付の水準を当該商品の信用格付の水準とすることをあらかじめ決議することができる(この項に定める上記の手続を「簡便法を基本とした簡易レビュー方法」という。)。簡便法を基本とした簡易レビュー方法の対象として指定するには、別に定める基準を満たしていなければならない。
- ⑤ 委員会は、信用状態が特定の法人等の信用状態のうち最も低いもの(「ウィークスト水準」という。)に実質的に連動するストラクチャード・ファイナンス商品に信用格付を付与する際、同じ発行体(ビークル)から反復継続して発行され信用リスク特性を同じくすると認められる商品につき、主任格付アナリストによる発行条件、定型化された分析手法の適用、及び所管部室長の承認を前提として、当該商品に係るウィークスト水準を信用格付の水準とすることをあらかじめ決議することができる(この項に定める上記の手続を「SFウィークリンク案件簡便法」という。)。信用リスク特性を同じくすると認められるためには、別に定める基準を満たしていなければならない。

(構 成 員)

- 第5条 ① 委員会の構成員(決議に参加する者をいう。以下同じ。)は、所管部室長が指名する格付委員からなるものとする。
- ② 委員長は、所管部室長又は所管部室長が指名する格付委員がこれにあたる。
- ③ 格付担当役員及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、委員会に出席することができる。ただし、決議に参加することはできない。
- ④ 審議案件につき下記の事項に該当する格付委員及び格付担当役員は当該委員会に出席してはならない。
- ・格付関係者が発行する有価証券又はその派生商品を保有している場合(保有には、金銭の信託契約等に基づき発行者の株主として議決権その他の権利の行使やその指図が出来る場合及び投資一任契約等に基づき有価証券に対する投資に必要な権限を有する場合を含む。)
 - ・格付関係者の関連先が発行する有価証券又は派生商品を保有している場合(保有には、金銭の信託契約等に基づき発行者の株主として議決権その他の権利の行使やその指図が出来る場合及び投資一任契約等に基づき有価証券に対する投資に必要な権限を有する場合を含む。)
 - ・最近1年間において格付関係者との間で利益相反を招くおそれのある雇用関係(役員又はこれに準ずる者であった場合を含む。)
 - ・又はその他重要な業務上の関係を有していた場合若しくは現に有している場合
 - ・格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずる者の親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族)である場合
 - ・格付関係者の役職員又はその代理人との間で、現実的又は外見的に利益相反を招くおそれのある個人的関係を有していると、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが判断した場合
- ⑤ 構成員の3分の1以上は、連続して、同一の格付関係者が利害を有する事項を対

象とする信用格付に係る決議に参加することができない。資産証券化商品以外に対する信用格付の場合、同一事業年度内に当該信用格付と同じ対象に2以上の信用格付を付与したときは、当該2以上の信用格付を1の信用格付とみなす。委員会を開催する場合、この項の上記の定めに基づき、当該委員会の構成員から除外すべき者を指名するものとする(格付委員会等につき構成員から除外すべき者を指名する手続を以下「ローテーション」という。)

- ⑥ 委員会で合意に達することができなかつたために格付評議会の招集を請求した場合(この場合の委員会をこの項において以下「当初委員会」という。)、当該格付評議会に係るローテーション上、当初委員会は開催されなかつたものとみなし取り扱う。また、当該格付評議会より後に開催する格付委員会等に係るローテーションにおいても、当該当初委員会は開催されなかつたものとみなし取り扱う。
- ⑦ 信用格付の再審議を行う委員会を招集した場合、当初の審議を行った格付委員会等(この項において以下「当初格付委員会等」という。)の決議は取り消されたものとして取り扱い、当該再審議を行う委員会に係るローテーション上も、当初格付委員会等は開催されなかつたものとみなし取り扱う。また、当該再審議を行う委員会より後に開催する格付委員会等に係るローテーションにおいても、当該当初格付委員会等は開催されなかつたものとみなし取り扱う。
- ⑧ 構成員のうち1名以上は、信用力分析に3年以上従事した経験を有していなければならない。
- ⑨ 発行体(ストラクチャード・ファイナンス商品の場合はプログラム。)につき格付を新規に付与する又は見直す場合、構成員のうち1名以上は、信用格付の付与を担当する部室以外の部室に所属する格付委員とする。

(招 集)

第6条 委員会は、格付委員、又は担当格付アナリストの求めに応じ、所管部室長が構成員の適合性を勘案し随時招集する。

(付議事項)

第7条 委員会には、次に掲げる事項を付議するものとする。

- 1 信用格付の付与(見直しを含む。)に関する事項
- 2 信用格付の確認に関する事項(所管部室長が委員会への付議が必要と認めたものに限る。)

(定 足 数)

第8条 委員会は、5名以上の格付委員の出席をもって成立する。

(確認事項)

第9条 ① 委員長は、審議の開始に当たり、別に定める方式に基づき、次に掲げる事項が満たされているか否かを確認する。確認できない場合(審議入り後、満たされていないことが判明した場合も含む)、委員会は不成立となる。

- 1 構成員及び担当格付アナリストに関し、審議対象の信用格付の付与に必要な専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できていること
- 2 審議対象の信用格付の付与のために用いられる情報につき、十分な品質を確保できていること
- 3 審議対象の信用格付に関し、当社、構成員、担当格付アナリスト、又は委員会に出席する格付担当役員による利益相反若しくはそのおそれがないこと、及び当該おそれがある場合に利益相反を防止するための措置がとられていること
- 4 審議対象の商品の設計が過去に信用格付を付与した商品の設計と著しく異なる場合、信用格付の適正な付与の可能性に、商品の複雑性若しくは設計、又は裏付資産に関する確実なデータの欠如等に基づく重大な疑義がないこと。なお、資産証券化商品につき、設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合は、既存の格付付与方針等をそのまま適用できない場合、又は新た

な方法によるキャッシュフロー分析や法律面の新たな検討が必要となる等の理由により、既存の格付付与方針等を適用することが適切でない判断される場合をいう

- ② 審議対象の信用格付に関し、構成員又は委員会に出席する格付担当役員による利益相反若しくはそのおそれがないこと及び当該おそれがある場合に利益相反を防止するための措置がとられていることが確認できないことを理由として前項の規定に基づきいったん委員会が不成立となった場合であっても、その後の措置により、当該不成立の要因となった事象が解消されたことが前項の定める手続により改めて確認された場合は、委員会は有効に成立する。

(決議方法)

- 第10条 ① 委員会の決議は、出席格付委員全員の合意をもって行う。
- ② 合意に達しない場合は、議案を格付評議会に付議しなければならない。ただし、委員長がやむを得ないと判断した場合には、出席格付委員の過半数をもって決することができるものとする。賛否同数の場合、委員長がこれを決する。この場合のやむを得ないと判断は、格付評議会の開催に時間を要し、かつ当該時間経過後に格付を付与する場合に想定される投資家の不利益が大きいことを主な根拠としてなされるものとする。また、この場合の委員長の判断の主な根拠は、議事録に明確に記録されなければならない。
- ③ 前項の規定に従い出席格付委員の過半数又は委員長の裁定をもって信用格付を決した場合、委員長は当該格付結果につき事後速やかに格付評議会に報告するものとする。

(緊急時の格付決定)

- 第11条 緊急を要するにもかかわらず、休日、出張、事故あるいは災害等のために、委員会を格付委員が集合するかたちで開催できない場合は、所管部室長の判断により、委員会を電話、電子メール等のやり取りにより開催し信用格付を決めることができるものとする。この場合の委員会は、格付委員の3名以上の参加をもって成立するものとする。ただし、この格付結果については事後速やかに通常の委員会の承認を得なければならない。

(対外公表等)

- 第12条 ① 前2条に基づき決定された信用格付の格付結果は、所管部室長又は担当格付アナリストが格付依頼人から指定された格付関係者(原則として格付依頼人。ただしストラクチャード・ファイナンス商品等についてはアレンジャーとすることができる。)に対し通知し、当該信用格付の付与に当たり当社が利用した主要な情報に関する事実の誤認(以下「事実誤認」という。)の有無について格付関係者が確認するための手続を行った上で、対外公表のための手続を行う。
- ② 前2条に基づき信用格付を決定した後、格付関係者からの事実誤認その他当該信用格付の的確性を検証すべきと判断される事由の指摘があった場合、所管部室長は、必要に応じ、他の格付アナリストに対する再調査の指示、再審議のための委員会の招集等を行う。格付関係者から格付結果に反対する意思が表明されたに過ぎない場合は、再調査及び再審議は行わないものとする。

(代行)

- 第13条 本規程第4条、第6条、第11条、及び第12条第1項が定める手続に関し、所管部室長が不在の場合は、他の格付担当部室長又は格付担当部室の部附部長がこれを代行し、主任格付アナリストが不在の場合は、所管部室長又は所管部室長が指名したチーフアナリストがこれを代行することができる。

(事務局)

第14条 事務局は、格付プロセス統括部に置く。

(改 廃)

第15条 本規程の改廃は、取締役会がこれを行う。

付 則

1. 昭和60年 4月 1日 施行
2. 平成 7年 4月 1日 改正
3. 平成 9年 4月 1日 改正
4. 平成16年 5月20日 改正
5. 平成17年 4月28日 改正 平成17年 5月31日施行
6. 平成17年 5月 9日 改正 平成17年 5月31日施行
7. 平成20年12月11日 改正
8. 平成21年10月 7日 改正
9. 平成22年 7月22日 改正 平成22年 7月30日施行
10. 平成24年 3月26日 改正
11. 平成24年 5月30日 改正 平成24年 6月22日施行
12. 平成24年12月19日 改正、施行
13. 平成27年 6月19日 改正、施行
14. 平成28年11月18日 改正、施行
15. 令和 3年 7月19日 改正
16. 令和 6年 2月 1日 改正